

第3章 景観まちづくりの誘導の取り組み

1 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

建築物の建築や開発行為などは、その地域の景観イメージを大きく左右し、良好な景観を形成したり、また、せっかくの美しい景観を損なう恐れもあります。このことから、景観類型別の方針を踏まえ、建築や開発行為などについては、「景観形成基準」を定め、良好な景観形成を図っていきます。

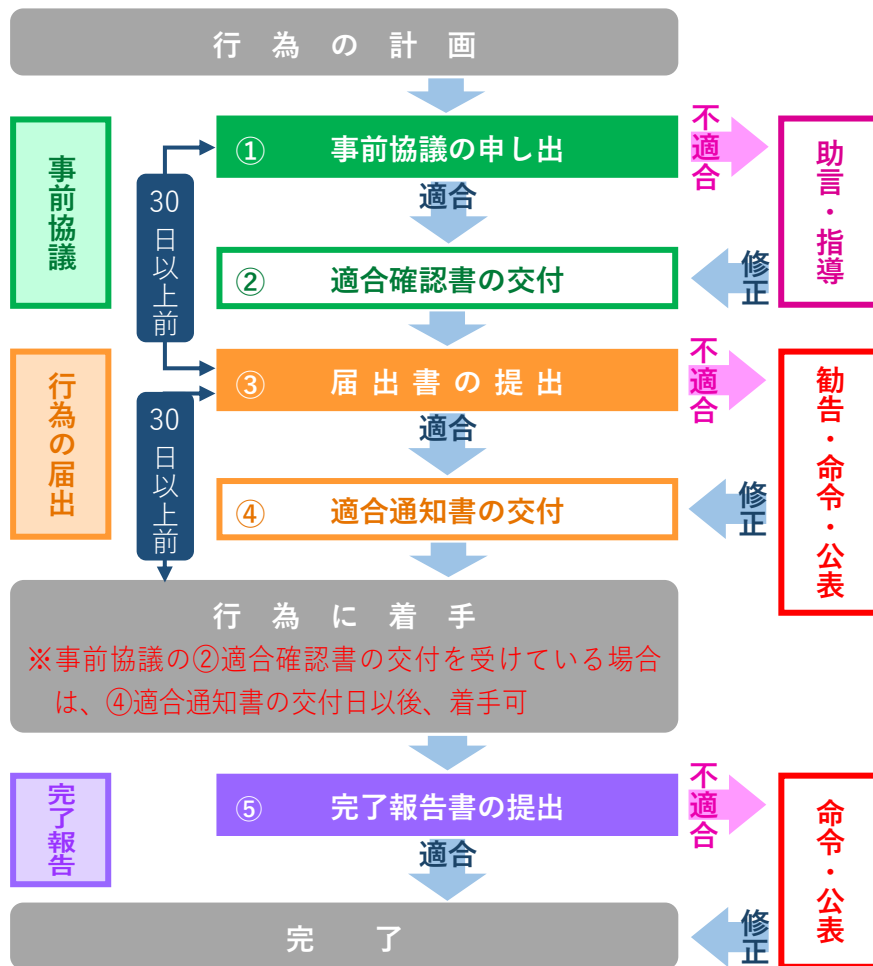
その中でも、一定規模の行為については、景観への影響が非常に大きいことから、届出の対象とし、景観形成の方向性や景観形成基準に基づいた適切な景観誘導を進めていきます。

なお、届出の対象とならない行為についても、景観形成の方向性や景観形成基準への適合に努め、良好な景観の形成を図るものとします。

■ 事前協議・届出の流れ

届出の対象となる行為については、景観法に基づく届出の前に、山形市景観条例に基づき、事前協議が必要となります。

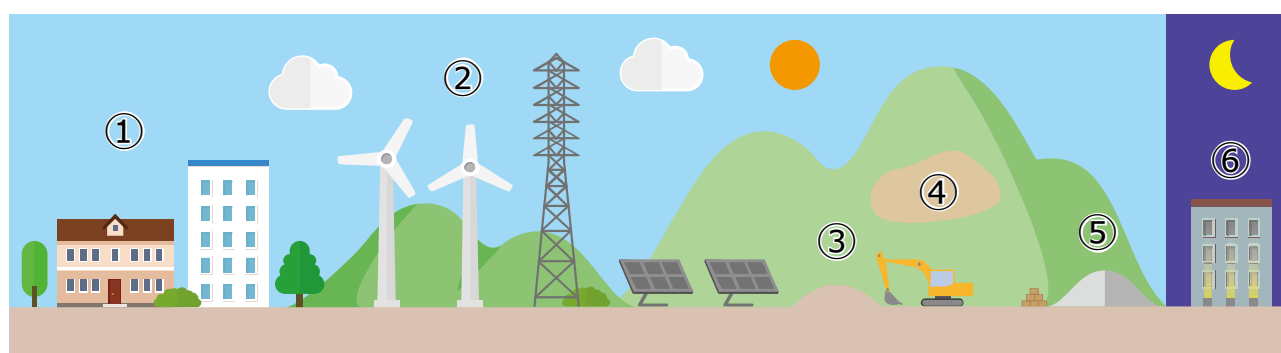
届出等が景観形成基準に適合しない場合や、景観形成基準に適合しない行為を行った場合は、必要に応じて「勧告・命令・公表」を行います。



(1) 届出対象行為

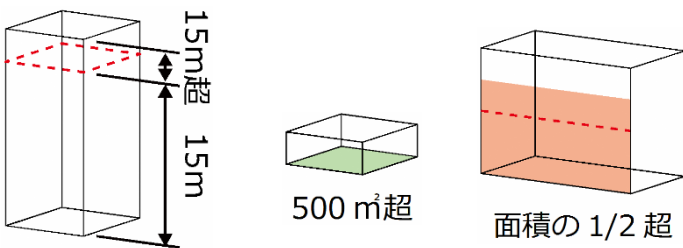
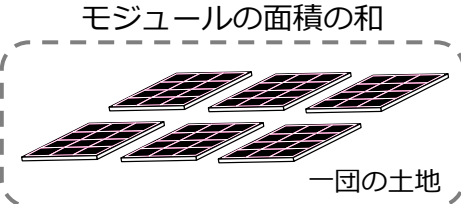
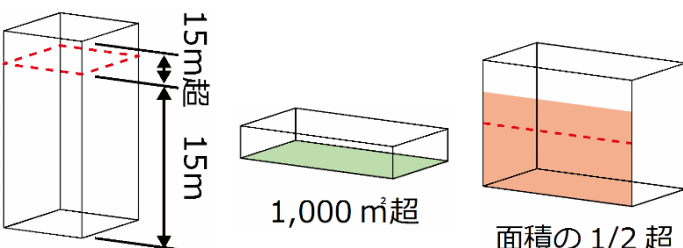
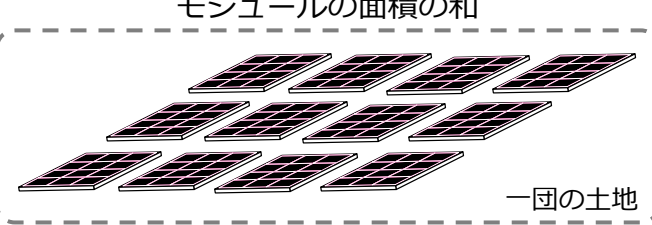
届出対象行為は、次の①～⑥の6項目とします。(届出の対象となる規模は次頁)

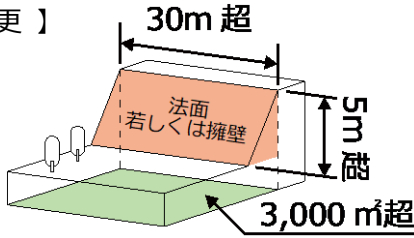
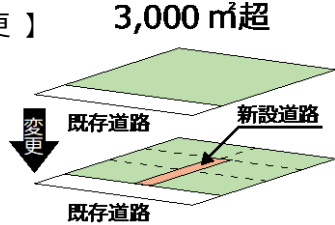
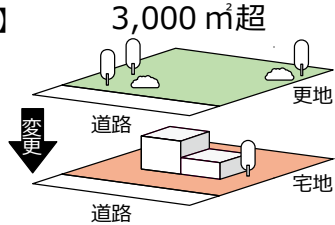
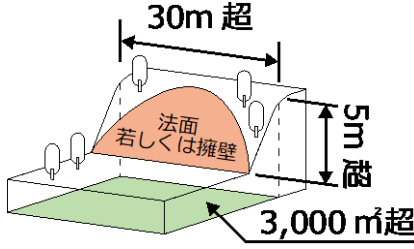
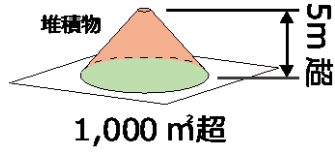
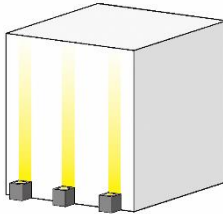
届出対象行為	対象物の定義
①建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	ア 屋根及び柱若しくは壁を有するもの イ アに附属する門、塀 ウ 観覧のための工作物 エ 高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫など オ ア～エの建築設備
②工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	ア 木柱、鉄柱、RC柱、合成樹脂製の柱、煙突その他これらに類するもの イ 物見塔、電波塔、装飾塔、アンテナその他これらに類するもの ウ 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路（支持物を含む。） エ 物の製造、貯蔵、処理の用に供する施設 オ 自動車車庫 カ 高架水槽、サイロその他これらに類するもの キ 太陽光発電施設 ク 風力発電施設
③都市計画法に規定する開発行為	主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更
④土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	ア 土地の開墾 イ 土石の採取 ウ 鉱物の掘採 エ ア～ウのほか、切土、盛土を行うことなどにより土地の形状が変化する行為
⑤屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	ア 屋外における土石の堆積 イ 屋外における廃棄物の堆積 ウ 屋外における再生資源の堆積 エ 屋外におけるその他の物件の堆積 ※その他の物件とは、コンクリート製品や型枠などの建築資材・器材、工場における運搬用パレット、木材・金属などの原材料・製品など
⑥夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明	届出対象規模の建築物及び工作物に行われる当該照明



(2) 届出対象規模

届出対象規模は、届出対象行為①と②においては景観類型別に設定します。届出対象行為③～⑥については、山形市全域で対象規模は同一とします。

①建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		
②工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		
市街地ゾーン (中心市街地景観・ 伝統市街地景観)	<p>■ 建築物・工作物</p> <p>高さ：15m超</p> <p>※建築物と工作物が一体となって設置されるものを含む</p> <p>建築(築造)面積：500㎡超</p> <p>外観：外観の1面あたりの面積の2分の1を超える外観の変更</p>	 <p>15m超 15m</p> <p>500㎡超</p> <p>面積の1/2超</p>
	<p>■ 太陽光発電施設</p> <p>面積：500㎡超</p> <p>※面積は、太陽光電池モジュールの面積の和とする。</p>	 <p>モジュールの面積の和</p> <p>一団の土地</p> <p>500㎡超</p>
自然ゾーン 市街地ゾーン (沿道商業景観・ 市街地住宅景観)	<p>■ 建築物・工作物</p> <p>高さ：15m超</p> <p>※建築物と工作物が一体となって設置されるものを含む</p> <p>建築(築造)面積：1,000㎡超</p> <p>外観：外観の1面あたりの面積の2分の1を超える外観の変更</p>	 <p>15m超 15m</p> <p>1,000㎡超</p> <p>面積の1/2超</p>
	<p>■ 太陽光発電施設</p> <p>面積：1,000㎡超</p> <p>※面積は、太陽光電池モジュールの面積の和とする。</p>	 <p>モジュールの面積の和</p> <p>一団の土地</p> <p>1,000㎡超</p>

③都市計画法に規定する開発行為		
市全域	<ul style="list-style-type: none"> ■行為によって生じる法面 若しくは擁壁 高さ：5m超 延長：30m超 ■行為の規模 面積：3,000㎡超 	<p>【形の変更】</p>  <p>【区画の変更】</p>  <p>【質の変更】</p> 
④土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		
市全域	<ul style="list-style-type: none"> ■行為によって生じる法面 若しくは擁壁 高さ：5m超 延長：30m超 ■行為の規模 面積：3,000㎡超 	
⑤屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		
市全域	<ul style="list-style-type: none"> ■行為によって生じる堆積 高さ：5m超 面積：1,000㎡超 ※堆積の期間が30日を超えるものに限る 	
⑥夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明		
市全域	<ul style="list-style-type: none"> 届出対象規模の建築物及び工作物に対して行われる、照明の新設・移設及び色彩等の照明方式の変更 ※催し等のための一時的なもの、試験・研究のためのものを除く 	

※中心市街地景観と伝統市街地景観の詳細な区域については、P 66 参考資料参照

(3) 景観形成の方向性

景観形成基準については、景観類型毎の方針に従い、目指す景観像を実現するための「景観形成の方向性」を定め、届出対象行為毎に詳細な基準を設定します。

良好な景観は、景観形成基準により誘導するものとしませんが、「景観形成の方向性」の実現のため、様々な創意工夫による景観形成の手法についても、協議調整を図っていきます。

自然ゾーンの景観形成の方向性

山岳自然景観

- 自然の地形や自然林を生かした景観を創出すること。
- 貴重な自然景観を保全すること。
- 山並みの稜線や調和を妨げないこと。

山麓自然景観

- 身近で親しみやすい自然景観としての山麓景観を保全・創出すること。
- 山並みの稜線や調和を妨げないこと。

谷地自然景観

- 谷地の、ふるさととしての情緒的な景観を創出すること。
- 周囲の自然景観を保全し、自然と調和した生活の場の創出を図ること。

田園ゾーンの景観形成の方向性

果樹・田園景観

- 自然や伝統、地域に残る歴史的な景観資産を生かした景観を創出すること。
- 緑豊かな田園景観の保全と活用を図ること。
- 既存集落の景観の連続性やまとまりに配慮すること。

田園内産業景観

- 周囲の果樹園や田園と調和した良好な景観を創出すること。
- 果樹園や田園、山並みののびやかな広がりのある田園景観に配慮すること。

市街地ゾーンの景観形成の方向性

中心市街地景観

- 山形市の顔としての先進性と賑わいあふれる景観を創出すること。
- 残存する歴史的建造物や石積の水路等の歴史の多様性を生かした景観を創出すること。
- 歩行空間の賑わいの創出のため、ホスピタリティ表現（おもてなしの心）に配慮すること。

伝統市街地景観

- 社寺や歴史的建造物の趣を生かし、歴史的景観を向上させること。
- 社寺等の緑を生かした景観を創出すること。

沿道商業景観

- 屋外広告物と連携し、節度ある賑わいの景観を創出すること。
- 地域の個性を高め、機能的な沿道景観を創出すること。

市街地住宅景観

- 緑豊かで落ち着いた住宅地景観を創出すること。
- 自然や周囲を取り巻く環境との調和を図ること。

(4) 景観形成基準

各行為について遵守すべき景観形成基準は、それぞれ景観類型に応じた基準によるものとします。景観形成基準の主な要素と内容は次のとおりとします。

【景観形成基準の主な要素と内容】

行為	主な要素	内容
①建築物の新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは 模様替又は色彩の変更	配置・規模	周辺景観に配慮した配置、 道路からの後退距離など
	形態・意匠	周辺との調和、色彩など
②工作物の新設、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは 模様替又は色彩の変更	外構等	門扉、駐車場、緑化など
	設備	屋上付帯設備、屋外付帯設備など
	景観重要建造物・ 樹木への配慮	景観重要建造物・樹木を生かした 景観の創出など
	発電施設※(②のみ)	周辺環境への配慮、緑の回復など
③都市計画法に規定する開発行為	規模・法面・擁壁	土地の形質の変更の規模、 周辺からの見え方など
	眺望	眺望景観の保全など
	緑化	既存植物の保存など
④土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採 その他の土地の形質の変更	規模・法面・擁壁	掘採の規模、 周辺からの見え方など
	眺望	眺望景観の保全など
	周辺への配慮	周辺景観への配慮など
	緑化	既存植物の保存など
⑤屋外における土石、廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積	規模	堆積の規模など
	眺望	眺望景観の保全など
	周辺への配慮	周辺景観への配慮など
	遮へい	周辺からの見え方など
⑥夜間において公衆の観覧に供するため、 一定の期間継続して建築物その他の工 作物又は物件の外観について行う照明	周辺への配慮	周辺景観への配慮など

※発電施設とは、太陽光発電施設及び風力発電施設をいいます。

■ 景観類型別の景観形成基準

① 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（1/5）

要素	景観形成基準	自然ゾーン		田園ゾーン		市街地ゾーン					
		山岳自然景観	山麓自然景観	谷地自然景観	果樹・田園景観	田園内産業景観	中心市街地景観	伝統市街地景観	沿道商業景観	市街地住宅景観	
配置・規模	周辺環境への配慮	■ 自然の地形を生かし、できるだけ土地の改変を避けるとともに、高低差を生かした配置とすること。	●	●							
		■ 既存の集落の家並みの連続性に配慮し、周辺の景観と調和させた配置とすること。			●	●					
		■ 田園と山並みののびやかな広がりのある田園景観に配慮し、周辺の景観と調和させた配置とすること。					●				
		■ 周囲の建築物との連続性に配慮し、周辺の建築物と調和する配置とすること。						●	●	●	
		■ 周囲の住宅地との連続性に配慮し、一体感のある配置とすること。									●
自然環境への配慮	自然環境への配慮	■ 敷地内に大木や古木、良好な樹林、水辺等がある場合には、これらに配慮した配置とすること。	●	●	●	●	●	●	●	●	
		■ 歴史的に継承された町割り・地割を生かし、地域全体としてまとまりのある配置となるように努めること。 ■ 歴史的景観を損なわないよう、既存の歴史的建造物と適正距離を考慮した配置となるように努めること。			●	●			●		
			■ 歴史的建造物が連続した景観に埋没しないような配置となるように努めること。						●		
壁面	壁面	■ 建築物等の壁面線は、できるだけ道路境界線や隣地境界線から後退させ、ゆとり空間を確保すること。 ■ 歩道への圧迫感を抑え、オープンスペースの確保に努めること。	●	●	●	●	●	●	●	●	
		■ 歴史的まちなみの残る場所においては、周囲の建築物の配置に調和させ、壁面線の統一に配慮すること。						●			
									●		
高さ（眺望への配慮）	高さ（眺望への配慮）	■ 周囲からできるだけ目立たないような位置に配置し、周囲の山並みや山岳景観との調和に配慮すること。	●								
		■ 背後の山並み、丘陵地の稜線への眺望を阻害しない配置とすること。		●							
		■ 背後の山並みと谷地地形や集落が醸し出す景観のバランスを損なわないように配慮すること。			●						
		■ 田園と山並みののびやかな広がりのある田園景観を阻害しない高さとなるように配慮すること。				●	●				
		■ 背景となる山麓の稜線に配慮すること。						●	●	●	●

①建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(2/5)

要素	景観形成基準	自然ゾーン		田園ゾーン		市街地ゾーン					
		山岳自然景観	山麓自然景観	谷地自然景観	果樹・田園景観	田園内産業景観	中心市街地景観	伝統市街地景観	沿道商業景観	市街地住宅景観	
配置・規模	高さ(周辺への配慮)	■周辺の自然環境に対して、著しく突出しない高さとなるよう配慮すること。	●	●			●				
		■屋敷林や鎮守の森等、周囲の森林の高さを超えないように配慮すること。			●	●					
		■周囲のまちなみから突出しない高さ、建築物と敷地のバランスに配慮すること。						●	●		●
		■個々の建築物の規模はできるだけコンパクトに抑え、圧迫感・威圧感を軽減すること。								●	
眺望	眺望	■保全対象の眺望景観における視点 ^{※1} からの主対象 ^{※2} の眺めを著しく阻害しないこと。									
		■建築物の高さは、保全対象の眺望景観における視点と主対象の上端を結ぶ面を超えないようにする。やむを得ず超える場合は、当該建築物の位置、形態・意匠を保全対象の眺望景観全体と調和のとれたものとする。 (都市計画区域外又は市街化調整区域の土地の区域に限る。)	●	●	●	●	●				
形態・意匠	周辺との調和	■周辺の自然環境に配慮し、違和感なく周辺景観と馴染むように配慮すること。	●	●							
		■集落やまちなみの統一感・連続性に配慮し、違和感なく周辺景観と馴染むように配慮すること。			●	●					●
		■田園景観に異質な産業景観が、違和感なく周辺景観と馴染むように配慮すること。					●				
		■前面道路からの正面性に配慮し、周辺建築物との調和やまちなみの連続性に配慮すること。						●	●	●	
	良好な景観との調和	■集落の伝統的な建築様式や地域特性を参考にし、継承又は一部意匠に取り入れるように努めること。				●					
		■入口周辺や前面道路側は、開放感のある形態・意匠とすること。					●				
■低層階の形態・意匠については、開放感のある形態・意匠とする等、ホスピタリティ表現(おもてなしの心)を大切に、歩行空間の賑わいの創出につなげること。							●				
	■社寺等の歴史的建造物に近接する場合は、これらの景観に違和感を与えないように配慮し、周辺で用いられている伝統的様式を取り入れた意匠となるよう努めること。						●				
	■単調な大壁面による圧迫感・威圧感を軽減するため、壁面の意匠の工夫に努めること。							●			
	■奇抜なものではなく、周辺の景観と調和し落ち着いたものとする。									●	

※1 保全対象の眺望景観における視点……国道13号、国道112号、国道286号、国道348号、東北横断自動車道酒田線、東北中央自動車道、主要地方道山形永野線の道路端又は歩道端で1.5mの高さ

※2 保全対象の眺望景観における主対象…月山、葉山、熊野岳、瀧山、雁戸山、面白山、大朝日岳

①建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(3/5)

要素	景観形成基準	自然ゾーン		田園ゾーン		市街地ゾーン													
		山岳自然景観	山麓自然景観	谷地自然景観	果樹・田園景観	田園内産業景観	中心市街地景観	伝統市街地景観	沿道商業景観	市街地住宅景観									
形態・意匠	色彩(外壁・屋根の基調色)	■周辺の自然環境と調和し、低彩度で、自然の四季の彩りを映えさせる落ち着いたものを用いること。	●	●															
		■低彩度で落ち着いた色調とし、周辺の緑を引き立てる色合い、集落景観と調和した色調とすること。			●	●	●												
		■伝統的なまちなみの残る地区においては、古くから民家等に用いられる色彩を使用するなどの工夫をすること。																	
		■著しく彩度の高い色彩の使用を控え、周辺の景観と調和した色彩とすること。						●	●		●								
		<ul style="list-style-type: none"> ■全体としてまとまりある景観とするため、周辺に多く用いられる色彩と類似した色彩を使用するなどの工夫をすること。 ■歴史的景観としてまとまりある景観とするため、歴史的建造物に用いられる色彩を使用するなどの工夫をすること。 						●											
	■低彩度で落ち着いた色調とし、壁面が長大な建築物等は、周辺景観に配慮し、圧迫感の少ない色彩とすること。							●											
マンセル値	<p>■景観に与える影響の大きい基調色^{※1}について、マンセル値による色彩基準として、使用できる彩度を以下の通り設定する。</p> <table border="1"> <tr> <td>色相</td> <td>R(赤)</td> <td>YR(黄赤)</td> <td>Y(黄)</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>6以下</td> <td>6以下</td> <td>4以下</td> <td>2以下</td> </tr> </table> <p>(P45「景観類型別色彩基準」参照)</p> <p>※ただし、次に掲げるものはこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的又は文化的な理由により、社会通念上、使用が適当と認められる場合 ・着色していない石材、木材、土壁、レンガ等で仕上げた場合 <p>■基調色でない場合においても、各壁面における色彩基準を超える色彩の面積の合計は、壁面全体の50%を超えないこととする。</p>	色相	R(赤)	YR(黄赤)	Y(黄)	その他	彩度	6以下	6以下	4以下	2以下	●	●	●	●	●		●	●
		色相	R(赤)	YR(黄赤)	Y(黄)	その他													
彩度	6以下	6以下	4以下	2以下															
<p>■景観に与える影響の大きい基調色^{※1}について、マンセル値による色彩基準として、使用できる彩度を以下の通り設定する。</p> <table border="1"> <tr> <td>色相</td> <td>R(赤)</td> <td>YR(黄赤)</td> <td>Y(黄)</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>4以下</td> <td>4以下</td> <td>4以下</td> <td>2以下</td> </tr> </table> <p>(P45「景観類型別色彩基準」参照)</p> <p>※ただし、次に掲げるものはこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的又は文化的な理由により、社会通念上、使用が適当と認められる場合 ・着色していない石材、木材、土壁、レンガ等で仕上げた場合 <p>■基調色でない場合においても、各壁面における色彩基準を超える色彩の面積の合計は、壁面全体の50%を超えないこととする。</p>	色相	R(赤)	YR(黄赤)	Y(黄)	その他	彩度	4以下	4以下	4以下	2以下							●		
色相	R(赤)	YR(黄赤)	Y(黄)	その他															
彩度	4以下	4以下	4以下	2以下															

※1 基調色…各壁面において、占める面積の最も多い色彩(面積の算定方法についてはP46参照)

①建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(4/5)

要素	景観形成基準	自然ゾーン			田園ゾーン		市街地ゾーン					
		山岳自然景観	山麓自然景観	谷地自然景観	果樹・田園景観	田園内産業景観	中心市街地景観	伝統市街地景観	沿道商業景観	市街地住宅景観		
形態・意匠	アクセント色	■彩度の高いアクセント色の使用はできるだけ控え、組み合わせや使用面積のバランスに配慮すること。	●	●	●	●	●					
		■彩度の高いアクセント色を建築物の低層部に使用するなど、まちなみに彩りを加え、賑わいを創出すること。										
		■彩度の高いアクセント色を使用する場合は、組み合わせや使用面積のバランスを工夫し、過剰に使用しないこと。						●		●		
	素材(外壁・屋根)	■耐久性のあるものの使用に努めること。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		■地域特有の材料を用いるように努めること。										
		■低層部には、伝統的素材や自然素材を用いるなど、周辺との調和に配慮すること。	●	●	●	●						
	素材(反射材)	■周辺に歴史的資源がある場合は、低層部に伝統的素材を取り入れるなど、周辺との調和に配慮すること。							●			
		■反射率の高い素材は、極力使用しないよう努めること。	●	●	●							
		■反射率の高い素材は、壁面の大部分には使用しないこと。				●	●			●		
		■反射率の高い素材は、周辺との調和に十分配慮して使用すること。						●				●
外構等	門塀	■設置の際は、沿道のまちなみとの一体感や連続性に配慮すること。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		■素材は、生垣、木材、石材等の自然素材を用いるなど、自然景観に配慮すること。	●	●	●							
		■素材は、生垣、木材、石材等の自然素材、古くから民家等に使われている素材を用いるなど、集落景観に配慮すること。				●						
		■素材は、生垣、木材、石材等の自然素材、歴史的資源等に使われている伝統的素材を用いるなど、伝統的景観に配慮すること。							●			
	駐車場や車庫、駐輪場	■設置の際は、周辺の景観と調和した緑化や塀等により、まちなみの連続性の確保に努めること。	●	●	●	●				●	●	
		■設置の際は、できる限り道路から見えにくい位置に配置し、見える位置になる場合は緑化などにより、周辺の景観へ配慮すること。					●	●	●			
	置き場	■設置の際は、できる限り道路から目立たないようにするなど、景観的配慮に努めること。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

① 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（5/5）

要素	景観形成基準	自然ゾーン		田園ゾーン		市街地ゾーン				
		山岳自然景観	山麓自然景観	谷地自然景観	果樹・田園景観	田園内産業景観	中心市街地景観	伝統市街地景観	沿道商業景観	市街地住宅景観
外構等	敷地内緑化	■敷地際はできるかぎり緑化を図り、周辺環境との調和を図ること。	●	●	●	●	●	●	●	●
		■敷地外周部に高木、中木、低木をバランスよく配置するなど、開放的で明るさが感じられる景観の形成に努めること。					●			
		■オープンスペースはできる限り緑化を図ること。								
		■大規模な建築物が道路に面する場合は、敷地際の緑化や壁面緑化により、周辺への圧迫感の軽減に努めること。						●		
		■歴史的なまちなみに調和した緑化に努めること。							●	
設備	樹保木の	■敷地内に大木や古木、良好な樹林等がある場合は、保存に努めること。	●	●	●	●	●	●	●	
	植栽	■新たな樹木を植栽する場合は、周辺の自然林の植生と調和した樹種を選定すること。	●	●	●	●	●			
設備	屋上付帯	■屋上付帯設備を設置する場合は、公共の場から見えないよう工夫するか、目立たない意匠となるよう工夫すること。	●	●	●	●	●	●	●	
	屋外付帯	■屋外付帯設備を設置する場合は、公共の場から見えないよう工夫するか、建築物本体との調和に配慮した意匠となるよう工夫すること。	●	●	●	●	●	●	●	
景観重要建造物・樹木への配慮	■周囲に景観重要建造物又は景観重要樹木がある場合は、景観重要建造物の形態・意匠、歴史・文化性、地域性又は、景観重要樹木の樹高・樹形、歴史・文化性、地域性等に配慮し、当該建造物又は樹木を生かした景観の創出に努めること。	●	●	●	●	●	●	●	●	

② 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (1/3)

要素	景観形成基準	自然ゾーン		田園ゾーン	市街地ゾーン					
		山岳自然景観	山麓自然景観	谷地自然景観	果樹・田園景観	田園内産業景観	中心市街地景観	伝統市街地景観	沿道商業景観	市街地住宅景観
配置・規模	周辺環境への配慮 ■設置にあたっては周辺の景観の妨げにならないよう配慮するとともに、文化財等の重要な景観資源の周辺への設置はできるだけ避けること。 ■隣接する建築物等との間に十分にゆとりを保ち、広がりのある空間を確保すること。 ■来街者の憩いのための小広場として、隣接地と相互に協力してゆとりあるまとまった空間を確保するよう努めること。 ■道路から余裕を持って後退し、ゆとりある空間を確保するよう努めること。	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		●	●	●	●	●				●
							●	●		
									●	
へ自然環境への配慮	(①建築物の建築等の景観形成基準と同様)									
見え方への配慮	■敷地の許す範囲内で、幹線道路の境界線から5m以上後退するとともに、下部を植栽するなど、できるだけ目立たないようにすること。	●	●	●	●	●				
	■道路等その他公共の場から見えにくい位置に設置し、下部を植栽するなど、できるだけ目立たないように工夫すること。						●	●	●	●
高さ	■原則として周囲の樹木の高さ以下にとどめるよう努めること。樹高以上になる場合には、周辺の景観と調和するように形態等に配慮すること。	●	●	●						
	■周辺の田園景観や背景の山並みとの調和に努めること。				●	●				
	■周囲のまちなみとしての連続性に配慮するとともに、圧迫感を生じさせないように努めること。						●			●
	■城下町の歴史的風情を阻害しない高さとなるよう配慮すること。							●		
眺望	■背景の山並み及び周辺の建築物等の高さとの調和に努めるとともに、中高層の場合には、空地を十分にとり圧迫感等を生じさせないように努めること。								●	
	(①建築物の建築等の景観形成基準と同様)									
形態・意匠	■周囲の自然景観に配慮し、周辺の山並みと調和する形態とすること。	●	●	●						
	■集落地の家並みの連続性に配慮するとともに、遠望する山並みや周辺の田園景観と調和する形態とすること。				●	●				
	■周辺の建築物等の形態との調和に努めること。						●			●
	■地域の歴史性を意識した形態とするとともに、通りごとのまちなみのまとまりに配慮した形態とすること。							●		
	■遠望する山並みや周辺の建築物等の形態との調和に努めること。								●	

②工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（2/3）

要素	景観形成基準	自然ゾーン			園ゾーン		市街地ゾーン					
		山岳自然景観	山麓自然景観	谷地自然景観	果樹・田園景観	田園内産業景観	中心市街地景観	伝統市街地景観	沿道商業景観	市街地住宅景観		
形態・意匠	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ■周辺の樹木や山並みから突出した色の使用は避け、自然景観と調和した色調とすること。 ■使用する色数を少なくするよう努めること。 	●	●	●							
		<ul style="list-style-type: none"> ■遠望する山並みや周辺の田園景観から突出した色の使用は避け、田園や集落の景観に調和した色調とすること。 ■使用する色数を少なくするよう努めること。 				●	●					
		<ul style="list-style-type: none"> ■周囲の建築物等や遠望する山並みから突出した色の使用を避け、周辺のまちなみに調和した色調とすること。 ■使用する色数をできるだけ少なくするよう努め、色彩相互の調和に十分配慮すること。 						●				
		<ul style="list-style-type: none"> ■周辺の通りや境界から突出した色の使用を避け、城下町や歴史的まちなみの風情を感じさせる落ち着いた色調とすること。 ■使用する色数をできるだけ少なくするよう努め、色彩相互の調和に十分配慮すること。 							●			
		<ul style="list-style-type: none"> ■遠望する山並みや周囲の建築物等から突出した色の使用を避け、周辺の景観に調和した色調とすること。 ■使用する色数をできるだけ少なくするよう努め、色彩相互の調和に十分配慮すること。 								●	●	
ルマ値ンセ	(①建築物の建築等の景観形成基準と同様)											
射素材(反)												
外構等	外構	<ul style="list-style-type: none"> ■高さはできるだけ低くし、生け垣、木材、石材などの自然素材を使用するよう努めること。これによらない場合でも、これに準じる工夫をすること。 ■長大なものは、分節化や植栽による修景などに努めること。 	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ■使用する樹種は地域の気候や風土にあったものとし、周囲の樹林等、周辺の景観や環境と調和するものとする。 ■出入口付近や道路の角地等においてはシンボルツリー(象徴的な樹木)を設置するなどの工夫を施すこと。 	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
太陽光発電施設に係る特記事項	周辺環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ■主要な眺望場所、公共の場から目立たない位置に設けるよう努めること。やむを得ない場合は、植栽等の修景により望見できないよう工夫すること。 ■太陽光電池モジュールの設置角度については、周辺への反射光による影響を考慮して設置すること。 	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		<ul style="list-style-type: none"> ■周辺の自然環境を生かし、できる限り既存の樹林、樹木を保全するなど、周辺の生物生育環境に配慮すること。 	●	●	●							

②工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(3/3)

要素	景観形成基準	自然ゾーン			田園ゾーン		市街地ゾーン			
		山岳自然景観	山麓自然景観	谷地自然景観	果樹・田園景観	田園内産業景観	中心市街地景観	伝統市街地景観	沿道商業景観	市街地住宅景観
太陽光発電施設に係る特記事項	電池モジュールの色彩	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	付帯設備の色彩	●	●	●						
					●	●				
							●		●	●
								●		
地域への配慮	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
緑の回復	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
風力発電施設に係る特記事項	周辺環境への配慮	●	●	●	●	●	●	●	●	
		●	●	●						
	地域への配慮	●	●	●	●	●	●	●	●	
緑の回復	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
景観重要建築物・樹木への配慮	(①建築物の建築等の景観形成基準と同様)	●	●	●	●	●	●	●	●	

③都市計画法に規定する開発行為（1/1）

要素	景観形成基準	自然ゾーン			田園ゾーン		市街地ゾーン			
		山岳自然景観	山麓自然景観	谷地自然景観	果樹・田園景観	田園内産業景観	中心市街地景観	伝統市街地景観	沿道商業景観	市街地住宅景観
規模	■できるだけ自然の地形を生かし、土地の形質の変更は必要最小限に抑えるとともに、大きな法面や擁壁などを生じないよう努めること。	●	●	●	●	●			●	●
	■土地の形質の変更は必要最小限に抑え、周辺の地形との調和に配慮するとともに、大きな法面や擁壁などを生じないよう努めること。						●			
	■歴史的資源の周囲や歴史的まちなみの残る場所においては、極力土地の形質を変更しない。やむを得ない場合は、必要最小限に抑え、大きな法面や擁壁などを生じないよう努めること。							●		
法面	■法面を必要とする場合は、できるだけ緩やかな勾配とし、併せて地域にふさわしい樹木や草花により緑化すること。特に、山間地では周辺からの見え方に十分配慮すること。	●	●	●						
	■法面を必要とする場合は、できるだけ緩やかな勾配とし、併せて地域にふさわしい樹木や草花により緑化すること。				●	●	●	●	●	●
擁壁	■周辺の森林など自然景観に調和した材料、形態、意匠となるよう修景を工夫し、併せて緑化に努めること。特に、山間地では周辺からの見え方に十分配慮すること。	●	●	●						
	■周辺の自然景観や田園集落景観に調和した材料、形態、意匠となるよう修景を工夫し、併せて緑化に努めること。				●	●				
	■周辺のまちなみ景観に調和した材料、形態、意匠となるよう修景を工夫し、併せて緑化に努めること。						●		●	●
	■周辺のまちなみ景観や歴史的景観に調和した材料、形態、意匠となるよう修景を工夫し、併せて緑化に努めること。							●		
眺望	■保全対象の眺望景観における視点から直接的に見えない場所で行うこと。やむを得ず視点から望見される場所で行う場合は、できるだけ見えないよう敷地内部や周囲等に計画的に緑地を設置すること。（都市計画区域外又は市街化調整区域の土地の区域に限る。）	●	●	●	●	●				
緑化	■既存の樹林や樹木、水路や水辺等はできるだけ保全し、活用に努めること。	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	■行為の終了後は、自然の植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、敷地の復元緑化や、生物生息環境に配慮した緑化に努めること。	●	●	●						
	■行為の終了後は、自然の植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、敷地の復元緑化に努めること。				●	●	●	●	●	●

④土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更※（1/1）

要素	景観形成基準	自然ゾーン			田園ゾーン		市街地ゾーン			
		山岳自然景観	山麓自然景観	谷地自然景観	果樹・田園景観	田園内産業景観	中心市街地景観	伝統市街地景観	沿道商業景観	市街地住宅景観
規模	■できるだけ自然の地形を生かし、土地の形質の変更等は必要最小限に抑えるとともに、大きな法面や擁壁などを生じないように努めること。	●	●	●	●	●			●	●
	■土地の形質の変更等は必要最小限に抑え、周辺の地形との調和に配慮するとともに、大きな法面や擁壁などを生じないように努めること。						●			
	■歴史的資源の周囲や歴史的まちなみの残る場所においては、極力土地の形質を変更しない。やむを得ない場合は、必要最小限に抑え、大きな法面や擁壁などを生じないように努めること。							●		
法面	(③開発行為の景観形成基準と同様)									
擁壁										
眺望										
周辺への配慮	■行為地が、周辺からできるだけ見えないよう、土地の形質の変更等の位置、方法を工夫し、敷地の緑化に努めること。	●	●	●	●	●	●	●	●	●
緑化	(③開発行為の景観形成基準と同様)									

※その他の土地の形質の変更とは、建築物の建築又は特定工作物の建設のための土地の形質の変更以外の行為で、農地を駐車場や駐輪場、運動場などへ変更することなどをいう。

⑤屋外における土石、廃棄物※¹、再生資源※²その他の物件※³の堆積（1/1）

要素	景観形成基準	自然ゾーン			田園ゾーン		市街地ゾーン			
		山岳自然景観	山麓自然景観	谷地自然景観	果樹・田園景観	田園内産業景観	中心市街地景観	伝統市街地景観	沿道商業景観	市街地住宅景観
規模	■堆積規模は必要最小限に抑えること。	●	●	●	●	●	●	●	●	●
眺望	■保全対象の眺望景観における視点からの主対象の眺めを著しく阻害しないこと。 ■物件の堆積の高さは、保全対象の眺望景観における視点と主対象の上端を結ぶ面を超えないようにすること。やむを得ず超える場合は、当該物件の堆積の位置及び規模を保全対象眺望景観全体と調和のとれたものとする。こと。（都市計画区域外又は市街化調整区域の土地の区域に限る。）	●	●	●	●	●				
周辺への配慮	■堆積位置は、道路その他の公共の場からできるだけ離し、周囲から目立たないような位置とすること。 ■威圧感のないようできるだけ低く、整然と積み上げ、周辺の景観を損なわないよう努めること。	●	●	●	●	●	●	●	●	●
遮へい	■行為が周辺の景観に著しく影響を与えると想定される場合は、敷地の周辺の植栽などにより、周辺景観と調和した遮へいを行うなど、必要な措置を講ずるよう努めること。	●	●	●	●	●	●	●	●	●

※1 廃棄物の具体例…ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥など

※2 再生資源の具体例…パソコン、複写機、自動車、パチンコ台など

※3 その他の物件の具体例…コンクリート製品や型枠などの建設用資材・器材、工場における運搬用パレット、木材・金属などの原材料・製品など

⑥夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明（1/1）

要素	景観形成基準	自然ゾーン			田園ゾーン		市街地ゾーン				
		山岳自然景観	山麓自然景観	谷地自然景観	果樹・田園景観	田園内産業景観	中心市街地景観	伝統市街地景観	沿道商業景観	市街地住宅景観	
周辺への配慮	■周辺の景観への影響に十分配慮すること。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	■建築物等を照射しないこと。照射する場合は、低位置照明を主体とした控えめな照射とし、漏れ光がないように特に配慮すること。	●	●	●							
	■建築物等を照射する場合は、照射対象を絞り込み、控えめな照射とし、周辺への漏れ光を防止すること。 ■上向照射する場合は、上空への漏れ光がないように、設置角度に十分配慮すること。				●	●	●	●	●	●	●
	■周辺の歴史的景観と調和するように工夫し、趣のあるものとなるよう工夫すること。							●			

■ 景観類型別色彩基準 (マンセル値による色彩基準)



 : 伝統市街地景観
 : 伝統市街地景観以外の景観類型

■「基調色」の面積算定方法

▶ 基調色の定義

建築物や工作物の各壁面において、占める面積の最も多い色彩

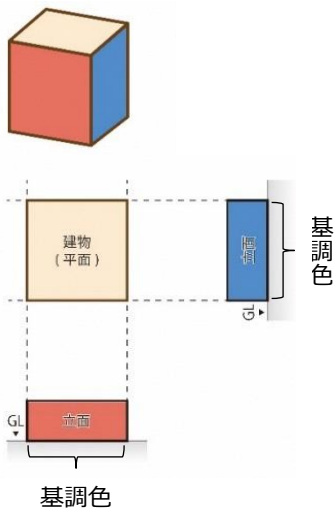
▶ 基調色に関する景観形成基準

- ・ 基調色は、景観類型別のマンセル値による色彩基準を満たすものとする。
- ・ 基調色でない場合においても、各壁面における色彩基準を超える色彩の面積の合計は、壁面全体の50%を超えないものとする。

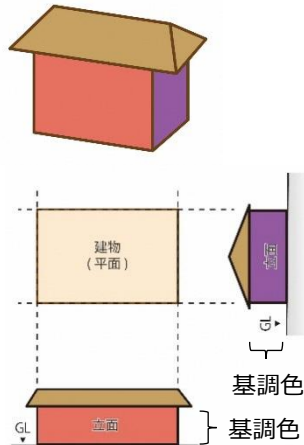
上記の下線部に示す「面積」の算定方法は次のとおり。

- ・ 算定の対象：各壁面における鉛直投影面積
- ・ 算定時の留意点：入り組んだ形状を有する場合は、鉛直投影上見えなくとも、同じ側を向いている各面を面積算定の対象とする。

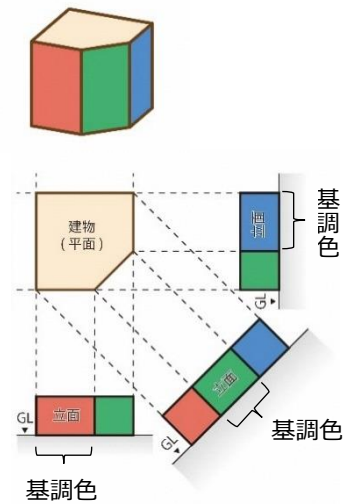
【整形の場合】



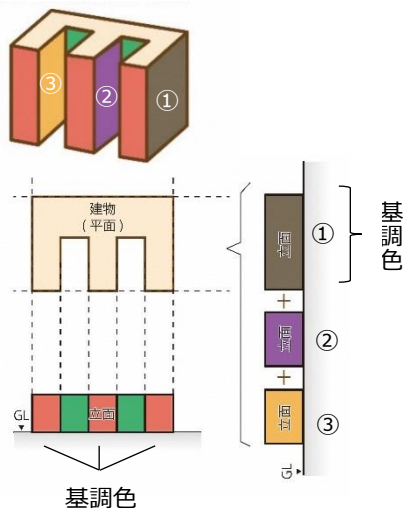
【傾斜のある屋根を有する場合】



【隅切りの場合】

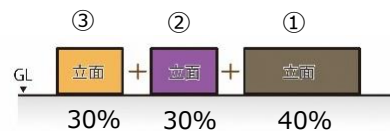


【入り組んだ形状を有する場合】



◇色彩基準の適用についての考え方

(入り組んだ形状を有する場合の例)



- ・ ①は基調色のため、色彩基準外の色彩は不可
- ・ ②、③の壁面を占める合計の割合は、50%を超えるため、両方への色彩基準外の色彩は不可

屋外広告物は、情報の提供やまちの賑わいを演出する役割がある一方、視覚的に認識されることを目的として設置されるため、原色を用いた大きな表示面となるなど、色彩や規模、無秩序な設置などにより良好な景観の阻害要因ともなります。

このため、屋外広告物については、「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」を定め、山形市屋外広告物条例及び山形市景観計画により、景観類型毎の景観形成基準と整合を図りながら、適切な誘導を図るとともに、その安全性についても確保していきます。

(1) 市域全体の共通事項

①山形市屋外広告物条例において規定する許可基準による、適切な規制・誘導

山形市域全体においては、山形市屋外広告物条例により、地域ごとに表示面積、高さ、仰角などの許可基準を定め、適切な規制・誘導を行うものとします。

また、許可申請を行う際には、事前協議を義務付け（一部の屋外広告物を除く）、より積極的な景観誘導を図ります。

さらに、屋外広告物の設置部分の不具合や老朽化などについて、定期的な安全点検と報告を義務付け、屋外広告物の安全性を確保していきます。

②山形市景観計画の特定景観誘導基準による適切な誘導

良好な景観形成に向け、本計画で位置付ける景観形成基準と一体となった屋外広告物の表示・設置に関して適切な誘導を図るため、次頁以降のとおり特定景観誘導基準を定めます。

特に、伝統市街地景観においては、社寺や伝統的建造物などの歴史的景観の向上のため、色彩に関してマンセル値による特定景観誘導基準を追加するなど、適切な誘導を行います。

◇ **山岳自然景観** **山麓自然景観** **谷地自然景観** における屋外広告物の特定景観誘導基準

要素		特定景観誘導基準
形態・意匠	形態・意匠	周囲の自然景観に配慮し、周辺の山並みと調和する形態とすること。
	色彩	周辺の樹木や山並みから突出した色の使用は避け、自然景観と調和した色調とすること。使用する色数を少なくするよう努めること。
	素材(反射材)	反射率の高い素材は、極力使用しないよう努めること。

◇ **果樹・田園景観** **田園内産業景観** における屋外広告物の特定景観誘導基準

要素		特定景観誘導基準
形態・意匠	形態・意匠	集落地の家並みの連続性に配慮するとともに、遠望する山並みや周辺の田園景観と調和する形態とすること。
	色彩	遠望する山並みや周辺の田園景観から突出した色の使用は避け、田園や集落の景観に調和した色調とすること。使用する色数を少なくするよう努めること。
	素材(反射材)	反射率の高い素材は、壁面の大部分には使用しないこと。

◇ **中心市街地景観** における屋外広告物の特定景観誘導基準

要素		特定景観誘導基準
形態・意匠	形態・意匠	周囲の建築物等の形態との調和に努めること。
	色彩	周囲の建築物等や遠望する山並みから突出した色の使用を避け、周辺のまちなみに調和した色調とすること。使用する色数をできるだけ少なくするように努め、色彩相互の調和に十分配慮すること。
	素材(反射材)	反射率の高い素材は、周辺との調和に十分配慮して使用すること。

◇ 伝統市街地景観 における屋外広告物の特定景観誘導基準

要素		特定景観誘導基準
形態・意匠	形態・意匠	地域の歴史性を意識した形態とするとともに、通りごとのまちなみのまとまりに配慮した形態とすること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の通りや界隈から突出した色の使用を避け、城下町や歴史的まちなみの風情を感じさせる落ち着いた色調とすること。使用する色数をできるだけ少なくするように努め、色彩相互の調和に十分配慮すること。 ・地色^{※1}に著しく高い彩度の色彩^{※2}を使用しないこと。
	素材(反射材)	歴史的資源の周囲や歴史的まちなみの残る場所においては、反射率の高い素材は使用しないこと。
	電光表示・照明	点滅する電光表示や点滅する照明を使用しないこと。

※1 地色…文字やマーク等の表示部分以外の背景の色

※2 色彩の彩度の基準は、マンセル値により次のとおり設定する。

色相	R (赤)	YR (黄赤)	Y (黄)	その他
彩度	10以下	10以下	10以下	8以下

◇ 沿道商業景観 における屋外広告物の特定景観誘導基準

要素		特定景観誘導基準
形態・意匠	形態・意匠	遠望する山並みや周辺の建築物等の形態との調和に努めること。
	色彩	遠望する山並みや周囲の建築物等から突出した色の使用を避け、周辺の景観に調和した色調とすること。使用する色数をできるだけ少なくするように努め、色彩相互の調和に十分配慮すること。
	素材(反射材)	反射率の高い素材は、壁面の大部分には使用しないこと。

◇ 市街地住宅景観 における屋外広告物の特定景観誘導基準

要素		特定景観誘導基準
形態・意匠	形態・意匠	周辺の建築物等の形態との調和に努めること。
	色彩	遠望する山並みや周囲の建築物等から突出した色の使用を避け、周辺の景観に調和した色調とすること。使用する色数をできるだけ少なくするように努め、色彩相互の調和に十分配慮すること。
	素材(反射材)	反射率の高い素材は、周辺との調和に十分配慮して使用すること。

(2) 特別に規制の強化・緩和等が行われる区域

①景観重点地区

特に優れた景観形成に向け、重点的かつ計画的に整備、又は保全していく必要があると認められる景観重点地区（P 5 5～P 5 6 参照）に指定された場合は、市域全体の共通事項のほか、地区の状況や課題を踏まえた景観形成方針に従って、屋外広告物に関する地区独自のルールを設定できるものとします。

②広告物特別活用区域

広告物特別活用区域では、活力あるまちなみの形成や表情豊かなまちづくり等を図るため、市の施策に合致し、かつ、景観上・安全上支障を及ぼす恐れがないと認められる屋外広告物については、許可基準に関わらず、特別に許可を受けて表示・設置できるものとします。

なお、広告物特別活用区域については、関係機関や団体との協議を行いながら、指定の検討を進めます。

地域にある景観上重要な建造物や樹木は、地域の個性ある景観まちづくりの核となるよう、「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」に指定し、その維持・保全及び継承を図る必要があります。

このため、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針を定め、市民や事業者との協働で、指定の対象となる資源の発掘に取り組みます。また、指定の後には、保全・活用のための支援を行っていきます。

(1) 景観重要建造物の指定の方針

①地域の自然、歴史、文化などからみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、地域に親しまれ、良好な景観の形成に重要なものであること

●良好な視覚的環境の形成に寄与しているもの

- ・形態・意匠に一定の様式美が感じられ、地域の景観上のシンボルとなっているもの
- ・優れたデザインを有し、地域のシンボリックな存在であり、良好な景観の形成に寄与するもの

●歴史・文化的な価値があるもの

- ・歴史的建造物とそれらと一体となった景観を構成している塀や敷石、庭園など
- ・暮らしに根ざした伝統的建造物とそれらと一体となった石垣や水路など
- ・現代の社会において、再現が容易でないもの

●地域の人々の生活に根付き、地域と切り離せないもの

- ・地域の人々に長年慣れ親しまれ、思い入れがあるもの
- ・芸術・文化などで取り上げられたもの、著名人と関わりなどがあるもの

②道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること

③文化財保護法による保全手法よりも景観重要建造物制度を活用することが有効なものであること

(2) 景観重要樹木の指定の方針

①地域の自然、歴史、文化などからみて、樹木の外観が景観上の特徴を有し、地域に親しまれ、良好な景観の形成に重要なものであること

●良好な視覚的環境の形成に寄与しているもの

- ・樹高や樹形が美しく、周辺の景観形成に良好な影響を与えているもの
- ・地域の景観上のシンボルとなっているもの

●歴史・文化的な価値があるもの

- ・昔からの言い伝えがあるなど、地域の歴史・文化などに密接に関わりがあるもの
- ・社寺林や里山を構成する樹木のうち、特に重要と認められるもの

●地域の人々の生活に根付き、地域と切り離せないもの

- ・地域の人々に長年親しまれ、思い入れがあるもの
- ・芸術・文化などで取り上げられたもの、著名人と関わりなどがあるもの

②道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること

③文化財保護法による保全手法よりも景観重要樹木制度を活用することが有効なものであること

道路、河川、公園など、良好な景観形成に重要な公共施設は、「景観重要公共施設」として、その施設の事業の実施状況や景観まちづくりの必要性に応じた整備を進めていきます。

このため、景観重要公共施設の指定の方針を定め、地域の積極的な景観形成の取り組みなどに合わせ、指定の検討を進めます。また、指定の後には、効果的な整備を推進していきます。

実際の整備段階までには、具体的な基準による詳細な整備内容について、公共施設管理者と協議を行い、景観重要公共施設の整備に関するガイドラインなどを策定します。

また、実際の運用段階までには、具体的な運用方法について、公共施設管理者と協議を行い、景観重要公共施設の占用の許可の基準に関するガイドラインなどを策定します。

(1) 指定の方針

- ①山形市の景観を構成する重要な公共施設で、景観形成上、特に重要な公共施設であること
- ②今後新たに地域の景観形成を進める上で重要な公共施設であること
- ③景観重点地区における、地区の特性を活かした景観まちづくりを進める上で重要な公共施設であること

(2) 景観重要公共施設の整備に関する方針

景観重要公共施設は、その施設の事業の実施状況や景観まちづくりとしての必要性などに応じた整備が必要です。したがって、次の事業の実施状況別の考え方に基づき整備を行うものとします。

●既に整備された施設

- ・改善の必要性のないものは、現在のデザインを維持することを基本とします。
- ・社会情勢や機能性及び技術の向上などを踏まえ、補修・改修などにおける再整備の検討を行います。

●整備が予定されている施設・整備を検討する施設

- ・地域の景観特性や、周囲の景観資源、眺望に配慮します。
- ・施設の特性に応じて、市民の参加や活動の場としての整備を行います。(公園など)
- ・道路などの整備にあたって、沿道や周辺地域のまちなみ誘導と一体的な整備を検討します。また、景観を損ねる要素ともなり得る電線について、地中化や、色彩の工夫等を推進します。

●整備の予定がない施設

- ・補修・改修の際に、適宜、景観の阻害要因となるものを撤去します。
- ・適切に維持管理を行い、補修・改修などにあたっては、色彩など周辺の景観に配慮したものとします。

●景観重点地区における施設

- ・地区の景観まちづくりの動向に応じて、整備内容や整備方法を地区住民と管理者などで協議を行います。

(3) 景観重要公共施設の占有許可に関する方針

景観重要公共施設に占有許可の基準を定める場合には、基準の運用に関する検討を一体的に行います。

●民間の占有物件に対する方針

- ・施設からの眺望や、周辺景観との関係性に配慮し設置します。
- ・色彩・素材に関しては、道路の仕上げや沿道の建築物などとの調和を図り、経年変化に配慮します。
- ・街路樹電飾など、地域の景観形成に資する演出を行うものとし、過度な装飾は避けます。

●道路整備の一環となる物件に関する方針

- ・電線類地中化に伴う分電盤などについて、植栽などによる修景又は道路景観に影響しないように配置します。
- ・道路上に設置される案内板・サインなどは、周辺の自然やまちなみと調和した位置、規模、形態などとします。
- ・街路樹について、樹容を大きく変化させるような強剪定は避けるなど、豊かな緑景観の維持に努めます。